

2016年 村尾事務所ニュース

村尾経営労務研究所・高松北部労務協会
特定行政書士・特定社会保険労務士・労務調査士®
高松市中央町8-10 TEL087-835-1477 FAX835-1496
http://muraio-company.sakura.ne.jp/



官庁申請代行・人事労務 ～頑張る企業支援～

- 社保・労保・産廃・建設許可、入札指名願、経営審査
各種助成金申請など官庁申請手続
- 就業規則等諸規程の整備、人事・労務諸制度、給与計算
- 労働紛争解決手続代理 ■ 行政不服申立、告訴、告発
- 労務トラブル未然防止点検 ■ 監督署是正勧告対応

平成28年11月1日号

改正育児介護休業法 Q&A

来年1月から、改正育児介護休業法が施行されます。厚労省から「平成28年改正法に関するQ&A」が公開されましたので、その一部を掲載します。

Q1: 介護休業の通算取得日数を1年まで、分割5回までとすることは可能か。

A1: 通算取得日数も分割回数も法を上回っているのが可能である。なお、例えば「介護休業期間通算93日、割5回まで」も「介護休業期間通算120日、分割3回まで」もいずれも、「介護休業93日、分割3回」という法の基準を上回っているのが可能である。

Q2: 介護休業について、1回の取得期間を2週間以上とすることは可能か。

A2: 介護休業の1回の取得期間については育児・介護休業法上規定はなく、通算93日までの労働者が申し出た期間取得できることになっているため、1回の最低取得期間を設けることは認められない。ただし、法を上回る部分について、例えば、①93日を超える部分については1回の取得期間を2週間以上とする、②分割4回からは、1回の取得期間を2週間以上とする、とすることは可能である。

Q3: (子の看護休暇) 労使協定で半日の単位を午前3時間・午後5時間とするような場合、かつ当該休暇が無償の場合の賃金計算は、1日分の1/2としてよいのか、あるいは実際の欠勤時間分の控除でないといけないのか。

A3: 賃金控除は実際の欠勤時間分としなければならない。なお、実際の欠勤時間分を下回る時間数を控除することは差し支えない。

Q4: 介護のための所定労働時間の短縮等の措置は、2回以上の利用が可能でなければならないが、何回でも利用可能とした上で、1回に申出できる期間の上限(1回につき最大1年間まで等)を事業主が設定してもよいのか。

A4: 1回に申出できる期間については育児・介護休業法上規定はなく、制度利用開始日から3年間以上の期間、2回以上の利用が可能でなければならないが、1回に申出できる期間の上限を事業主が設定しても差し支えない。

国民年金保険料の滞納者への強制徴収拡大

日 本年金機構は、国民年金保険料の滞納者に対し、今後も強制徴収をさらに拡大するとしています。滞納している方はすぐにも納付をお勧めします。

- 平成26年度～: 控除後所得400万円以上かつ未納月数13月以上の滞納者に強制徴収実施済。
- 平成28年度～: 控除後所得350万円以上かつ未納月数7月以上の滞納者に強制徴収を実施中。
- 平成29年度～: 控除後所得300万円以上かつ未納月数13月以上の滞納者に強制徴収を実施予定。該当者は約36万人としている。

差し押えへの流れは、①年金機構から催促の電話あり、②特別催告状が届く、③最終催告状が届く、④督促状が届く、⑤差押予告通知書が届く、⑥財産差押実施。

ワーク・ライフ・バランスへの取組み状況

近 年ワーク・ライフ・バランスの重要性がますます高まっていますが、経団連ではその企業会員を対象に、ワーク・ライフ・バランスへの取組み状況について調査しました。これによれば、長時間労働の削減、年次有給休暇の取得促進策としては次のような取り組みが行われています。ノー残業デーの徹底(67.8%)、時間外労働の事前申告制(67.0%)、働き方・休み方改革に向けた業務の効率化(55.2%)、年休取得率・取得日数向上目標の設定(53.0%)、長時間労働抑制に関する数値目標の設定(51.9%)、フレックスタイム制の活用(47.8%)、計画年休付与制度(37.8%)など。ノー残業デー、年休取得率・取得日数向上目標の設定が50%を超えているのは注目すべき点です。

NEWS ダイジェスト

- 約2割の企業が「過労死ライン」超え 過労死白書
厚労省は、過労死等防止対策推進法に基づいた「過労死等防止対策白書」を初めてまとめた。1カ月の残業時間が労災認定の目安である80時間(いわゆる過労死ライン)を超えた正社員がいる企業は約22%だった。情報通信業などは40%超。
- 高齢者の就労支援策を拡充
政府は、65歳以上の高齢者の就労促進のため、現在全国80カ所のハローワークに設置されている高齢者専用の就労相談窓口(生涯現役支援窓口)について、2020年度までに約200カ所に拡大する方針を示した。労働力不足解消がねらい。